

平成 25 年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

茨城県立医療大学

平成 26 年 5 月

平成 25 年度動物実験に関する自己点検・評価報告書は、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(以下、基本指針という) (文部科学省告示第 7 1 号 平成 18 年 6 月 1 日)」及び「茨城県立医療大学動物実験取扱規程(法人規程第 50 号 平成 17 年 7 月 21 日)」に基づき、本学の動物実験に関し、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間における基本指針の適合性について、点検及び評価を実施し、まとめたものである。

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学大学動物実験委員会規程、茨城県立医療大学における動物実験に関する指針、茨城県立動物舎管理運営規定、茨城県立医療大学動物舎利用規定

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

基本指針に則した機関内規程が定められている。

4) 改善の方針

該当せず

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学大学動物実験委員会規程、動物実験委員会委員名簿、緊急連絡網

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

基本指針に則した動物実験委員会が設置されている。茨城大学から獣医師 1 名を委員とし動物実験に関して適切な助言を得ている。

4) 改善の方針

該当せず

3. 動物実験の実施体制(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学における動物実験に関する規程、計画書等の様式

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

基本指針に則して、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められている。

4) 改善の方針

該当せず

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- ☒ 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- ☐ 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程、茨城県立医療大学における動物実験に関する指針

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

安全管理に注意を要する動物実験に関連する規程が定められ、実施体制が整備されている。

4) 改善の方針

該当せず

5. 実験動物の飼養保管の体制(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物舎飼育管理業務委託仕様書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼育管理記録が整備されている。

4) 改善の方針

該当せず

II. 実施状況

1. 動物実験委員会(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学動物実験取扱規程、動物実験委員会委員名簿、動物実験委員会議事要旨

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験計画の審査、教育訓練の実施等において、委員会の役割を十分に果ている。

4) 改善の方針

該当せず

2. 動物実験の実施状況(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験委員会議事要旨、平成 25 年度動物実験計画書一覧、平成 25 年度動物実験結果報告書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験計画の立案、審査、承認が基本指針に則して実施されている。全ての結果報告書は提出済みである。

4) 改善の方針

該当せず

3. 安全管理を要する動物実験の実施体制(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- ☒ 該当する動物実験が適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。
- ☐ 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程、茨城県立医療大学における動物実験に関する指針

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

安全管理に注意を要する動物実験に関連する規程が定められ、実施体制が整備されている。遺伝子改変動物の逃亡を防止する対策を取っている。動物舎内では放射性物質を用いる動物実験は禁止されている。

4) 改善の方針

該当せず

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

☐ 多くの改善すべき問題がある。

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物種ごとの飼育匹数を記録した飼育管理記録が整備されている。S P F 実験動物の病原微生物保有状況の検査(微生物モニタリング)を実施した。

4) 改善の方針

該当せず

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、善計画は立てられているか?)

1) 評価結果

☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物飼育室一覧

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼育機器は適正に管理維持されている。オートクレーブは定期検査を行い適正に維持管理されている。

4) 改善の方針

該当せず

6. 教育訓練の実施状況(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

教育訓練の実施状況(全学講習会の参加者名簿)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

基本指針や実験動物飼養保管基準に則した教育訓練が3回実施され、実験従事者は2年に一度受講することとしている。

4) 改善の方針

該当せず

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- ☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

平成25年度自己点検・評価報告書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

茨城県立医療大学における動物実験に関する指針を大学ホームページ上で公開したが、情報公開の内容については改善の余地がある。

4) 改善の方針

平成26年度に公私立大学実験動物施設協議会に入会し、情報公開に必要な項目、手法などを学ぶ。

8. その他(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

特になし